

東日本大震災復興支援 生活支援相談員ニュースレター～VOL. 10～

平成 28 年 6 月発行

【発行】

岩手県社会福祉協議会 地域福祉企画部 コミュニティ振興グループ

岩手県盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内 TEL:019-601-7032 FAX:019-637-7592

沿岸・内陸の支援者が集まり、住まいの移行期における取組や課題を共有

平成 28 年 5 月 31 日（火）、ふれあいランド岩手にて、被災者支援沿岸・内陸連絡会議を開催しました。当日は、市町村社協、もりおか復興支援センター、いわて内陸避難者支援センター、岩手県保健福祉部地域福祉課、岩手県復興局生活再建課等の担当者 55 名が出席し、住まいの移行期における取組や課題を共有しました。

◆ 本会からの新規事業説明

< 1 東日本大震災被災者生活支援事業における個人情報の取扱いについて >

個人情報の提供には本人の同意を得ることが前提となりますが、このことは移行期に限らず普段の支援においても同様です。本会では、被災者生活支援事業を行う上で、改めて個人情報の取扱（本人同意）について整理が必要と考え、個人情報保護法の改正のポイント、①個人情報の定義の明確化、②要配慮個人情報（人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人の同意をとって取得することを原則義務化し、本人の同意を得ない第三者提供の特例を禁止）について説明した上で、個人情報提供の同意書（案）を示し、参加者から意見をもらいました。

< 2 東日本大震災被災者実態調査について >

被災された方々が今どのような状況にあるのか、支援の難しい方がいるならばその原因は何かを知り支援の方向性を見出すため、県社協が被災者 1,500 人～3,000 人を対象に調査を行い、被災者の実態を把握します。

< 3 災害公営住宅コミュニティ形成支援事業（県建築住宅課所管）について >

県営の災害公営住宅の入居者が円滑なコミュニティを形成することにより、引きこもりや孤立等を解消するとともに、様々な課題を入居者間で解決していける体制の構築を目的に、被災者交流会や入居者相談会を実施するコミュニティ形成支援員を配置します。

< 4 市町村社協・県社協の被災者協働支援（仮題） >

市町村社協で外部からの助言を望むような重度かつ困難な案件を県社協の生活支援相談員が支援する取組で、福祉サービスの利用援助や転居に伴う必要な支援等、市町村社協の依頼に基づき、円滑な支援に結びつけることを目的とします。

その他、5 月 20 日に開所した、いわて内陸避難者支援センターが事業説明を行いました。また、市町村社協及びもりおか復興支援センターが今年度の取組概要・課題の発表後、グループ協議を行い、全体で共有しました。



事例検討を通し支援過程や課題を理解し、相談援助技術と組織の力を高める

平成 28 年 5 月 22 日～23 日、淑徳大学准教授の山下興一郎先生を講師に、大槌町中央公民館、釜石 PIT にて、第 1 回 生活支援相談員現地研修（事例検討会）を開催しました。当日は、市町村社協から 49 名の生活支援相談員が参加し、事例検討を行いました。

山下先生の講義 「今 私たちが実践すること」のポイント

- 被災者に寄り添い、支えるとは、「一緒に立つ」、「辛さを分かち合う」、「自分がしてほしいことを相手にもする」こと。
- 同じ地元、住民の目線で個人、家族の生活、地域の問題を捉え、課題解決に向けて歩幅を合わせて歩むこと。
- 生活支援相談員の業務は直接支援だけではなく、職場内外・関係機関・社会資源とつなげていくこと。一人で何でも解決しようとしめないこと。
- 仮設住宅の高齢母と未婚の息子の困難世帯は虐待、生活費の不足、孤立、認知症などの課題を抱えていることが多い。これは震災前から課題を抱えていたか、課題を抱えるリスクを負っていた可能性が高い。
- いつまでも被災者ではない。支援するだけではなく、自立の意気込みを支援すること。
- 介護保険法の改正が、生活支援相談員が普段訪問している住民の介護サービスの変更と関わってくるので、改正点についてある程度確認しておくこと。
- 支援は拒む、他人と関わろうとしない、サロンやイベントにも不参加の人は、馴染めない、周りとの関係性が薄い、関係性を築けない課題を抱えている場合がある。
- 上記のような支援を拒む人の課題は本人の問題として捉えることもできるが、支援が過干渉の場合や本人のニーズと合っていない、本人が求めるニーズではないという場合もあると考えられる。
- 質問を変えるだけで、相手が拒まなくなることもある。拒まれないような聞き方をすること。
- 仮設から災害公営住宅に転居した人から、「元の仮設住宅に戻りたい」と話されることがある。その裏には、前の仮設住宅住民とのつながり、周辺環境等を懐かしむ思いがあることに生活支援相談員は気づかなければならない。

山下先生からは、「事例検討とは何か、なぜ必要なのか」に加え、訪問時の留意点や相談援助を進める際の注意点を講義いただきました。



生活支援相談員は、被災者に長く関わることで信頼関係も生まれ、世帯の基本情報に加え様々な細かな情報を得られており、参加者から挙げられた事例は、認知症に係ること、孤立・近隣・人間関係に係ること等多岐に渡りました。被災者の生活課題は複雑・多様化していますが、経験の長い生活支援相談員は、関係機関への働きかけや今までの関わりの振り返り、今後の改善に活かそうという見通しを持って活動しています。